

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 法第22条『いじめの防止等の対策のための組織』でいじめの疑いに関する情報の収集と記録, 共有
- 法第23条『いじめに対する措置』でいじめの事実の確認を行い, 結果を設置者に報告

## 重大事態の発生

- 学校は市教育委員会に重大事態の発生を報告（※市教育委員会から市長に報告）
  - (ア)『生命, 心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
  - (イ)『相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続しているような場合などは, 迅速に調査に着手）
- ※ 『児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき』

## 市教育委員会が, 重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査の主体とした場合

#### ● 木町通小学校いじめ調査委員会の設置

- ・『本校対策委員会』を母体にし, 学校評議員, PTA 役員, 学校医などの学校以外の委員を加えた, 公平性・中立性の確保に努めた構成により, 校長が設置する。

#### ● 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・質問紙の使用, その他の適切な調査により, いじめ行為の事実関係を網羅的に明確にする。因果関係の特定は急がず, 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合でも, 調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・調査に先立ち, 得られた情報は, いじめを受けた児童及び保護者に提供する場合があることを調査対象の児童やその保護者に説明し, 理解を得ておく。

#### ● いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・校長は, 調査により明らかになった事実や再発防止策について, 適時・適切な方法で説明する。

#### ● 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には, いじめを受けた児童及び保護者の初見をまとめた文書の提供を受け, 調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 市教育委員会が調査の主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと, 資料の提出など, 調査に協力